# 第二次大戦に関する歴史的修正主義の現況 (2) - ホロコースト論争 (ダッハウ収容所のケース) -

### 加藤一郎\*

# La Nuna Situacio de la Historika Revizionismo pri la dua Mondmilito (2)

— La Holokaŭsta disputo ( la okazo de Daĥaua koncentrejo ) —

#### KATO Iĉiro

Rezumo: La Internacia Milita Tribunalo en Nurnbergo kondaminis Naciistan Germanion pro la krimo kontraŭ humaneco kaj konkludis, ke Naciista Germanio devige enmetis judojn en koncentrejoj kaj mortigis multajn judojn per diverasaj metodoj, speciale, "gasaj ĉambroj". Tiu mortigo de judoj estas nomata "Holokaŭsto" post la Mondmilito kaj simbolas la malbonaaĵojn de Naciista Germanio. Sed, historikaj revizionistoj, precipe "Holokaŭstaj revizionistoj" prezentis diversajn demandojn pri "Holokaŭsto" el la historika, kemia kaj jura medicina vidpunkto. Nun estas necese rekonsideri diversajn problemojn de "Holokaŭsto" kaj komenci la Holokaŭstan disputon.

#### Enhavo:

<Antaŭparolo: La neceso de la Holokaŭsta disputo>

<La liberigo de Daĥaua koncentrejo>

<Daĥauaj tribunaloj>

<La problemoj de "gasaj ĉambroj" en Daĥauo>

## 〈はじめに:ホロコースト論争の必要性〉

一般的にいえば、第二次大戦に関する歴史的修正主義とは、ニュルンベルク裁判で断罪・確証されたとされているナチス・ドイツの「犯罪」の信憑性に対して疑問を呈すること、あるいはその判決ひいては判決にもとづくいわゆる「正史」公認の歴史叙述の「見直し」「修正」を意図することといえるであろう。

ニュルンベルク裁判は、「平和に対する罪」、「通常の戦争犯罪」、「人道に対する罪」およびそれらの「犯罪の共謀の罪」でナチス・ドイツの戦争指導者を有罪とした。これに対して、歴史的修正主義の立場に立つ研究者は、この裁判自体の法律的問題点(事後法による裁判、「国際裁判

<sup>\*</sup>かとう いちろう 文教大学教育学部

(International Tribunal)」ではなく「連合国裁判(Allied Tribunal)とでも呼べるような判事団の構成、通常の司法手続きを逸脱した裁判手順、連合国=戦勝国側の「犯罪」の免責など)を批判すると同時に、「平和に対する罪」に関しては、ドイツの対外政策を近代のグローバルな国際政治全体の流れをふまえて考察すれば、「ドイツは侵略戦争を計画・実行した」とは単純には断定し得ないこと、また、「通常の戦争犯罪」に関しては、連合国=戦勝国の「通常の戦争犯罪」を免責あるいは隠蔽してしまって、ナチス・ドイツの「犯罪」だけに焦点を当ててしまうことは歴史叙述としては公平ではないことを主張してきた」。

そして、当然のことながら、第二次大戦に関する歴史的修正主義は、ナチス・ドイツの三番目の罪状すなわち「人道に対する罪」の「見直し」、「修正」にも取り組んでいった。もし、「平和に対する罪」、「通常の戦争犯罪」に関するニュルンベルク裁判の審理・判決に難点があり、この裁判およびそれ以降の「戦争犯罪」裁判にもとづく歴史叙述=「正史」を「修正する」必要があるとすれば、論理的には、「人道に対する罪」に関しても、同様の問題点があり、これに関する「正史」も「修正」されなくてはならないからである。

第二次大戦におけるユダヤ人の悲劇(いわゆる「ホロコースト」)を中心とした「人道に対する罪」に関する「正史」公認の歴史叙述については、厳密な定義が存在しているわけではない。ここでは、ひとまず、(1) ナチス・ドイツは人種的な理由(とりわけ反ユダヤ主義)による意図的な大量虐殺計画を実行した、(2) その大量虐殺計画の中では、ガス室や焼却棟などの高い技術を駆使した虐殺装置が使用された、(3) その過程に従事したSS隊員などのナチスや一般のドイツ人は、様々な非人間的行為(例えば、「人間石鹸」の生産、非人道的な「人体実験」)を実行した、(4) 結果として、大量の犠牲者(例えば、ユダヤ人死亡者は500-600万)が生じた、という4つの要素をホロコースト「正史」とし、これらの要素を基本的に支持する研究者をホロコースト派と呼び、これらの諸要素に疑問を呈する、あるいはその「見直し」を要求する研究者をホロコースト修正派と呼んでおこう。

だが、実際には、ニュルンベルク裁判の判決内容にもとづくホロコースト「正史」はそのまま 維持されてきたわけではなく、戦後半世紀のあいだに、様々な点でかなり「修正」をほどこされ ている。

例えば、悪名高いアウシュヴィッツ収容所の犠牲者数についても、かなり変化してきている。ニュルンベルク裁判の判決は、所長ルドルフ・へスの「自白」にもとづいて「400万」という数字をあげており、これがいわば「正史」公認の数字であった。1990年4月までのアウシュヴィッツ・ビルケナウ収容所の記念碑には「1940年-1945年の年月に、400万の人々が、ナチ殺人者の手でここで苦難をこうむり死んだ」とある。しかし、研究が進むにつれて、この「正史」公認の数字は、しだいに見直され、各研究者は概してこれよりも低い数字をあげるようになってきている。アウシュヴィッツ博物館歴史部長ピペルも、かつては「正史」公認の400万という数字を受け入れていたものの、1991年に発表した論文「アウシュヴィッツ・ビルケナウ収容所の移送者と犠牲者数の見積もり」(1996年に「アウシュヴィッツ、どれだけのユダヤ人、ポーランド人、ジプシー・・・が死んだのか」という小冊子としても刊行)のなかで、110万(うちユダヤ人100万)という数字に変わってきた。また、ホロコースト派のヒルバーグは、アウシュヴィッツでの犠牲者の数を125万とし、うち100万がユダヤ人であったとしている。こうした研究動向に対応して、先述したアウシュヴィッツ・ビルケナウ収容所の記念碑は「150万の男性、女性、子供たち、その大半は様々なヨーロッパ諸国からのユダヤ人」というように「修正」された。

また、ニュルンベルク裁判の検事側は、「人間の脂肪から製造された石鹸」、「人間の皮膚で作った電灯のかさやバッグ」、「縮んだ首」などの事例をあげて、ナチス・ドイツの「蛮行」を糾弾し、その後、この事例は「ガス室」とともに、マスメディアのセンセーショナルな記事などを介して、ナチス・ドイツよる「悪行」を象徴するようなイメージを人々に与え続けてきた。しかし、今日では、ホロコースト派もホロコースト修正派も、「人間石鹸」の大量産業生産はなされなかったことについては、一致している。ただし、ホロコースト派は、ナチスは「人間石鹸」の「実験的な製造」を試みた、あるいは試みようとしたと考えている。また、「人間の皮膚で作った電灯のかさ」や「刺青入りのハンドバッグ」の嫌疑は「ブッヘンヴァルトの悪女」という烙印を押されたイルゼ・コッホにかけられ、彼女は裁判のなかでこの件で断罪された。ホロコースト派はこの問題に関して、おおむねイルゼ・コッホ裁判の判決を支持している。これに対して、ホロコースト修正派は、のちにイルゼ・コッホを減刑したクレイ将軍――占領下ドイツの合衆国軍政長官――が「電灯のかさは山羊の皮で作られていた」と述べたことなどをあげて、「人間の皮膚で作った電灯のかさ」や「刺青入りのハンドバッグ」は存在しなかったと論じている。

このように、ホロコーストの「正史」公認の歴史叙述に対しても、この半世紀の間に、様々な 疑問が提出され、実際の歴史叙述の「修正」がなされているのであるから、研究者たちのあいだ で、いわば「ホロコースト論争」とでも呼べるような学術論争が存在したと予想される。

しかし、実際には、そのような論争は生じなかった。これには、二つの理由がある。第一に、 ホロコースト派の研究者側のあいだに、ホロコースト修正派の様々な見解を学術的な主張として ではなく、ナチス・ドイツを弁護するためにホロコースト自体を否定しようとする政治的な主張 (ホロコースト否定説) として扱おうという意図的姿勢が目立つことである。ホロコースト修正 派のあいだには、様々な見解があり、様々な政治的主張の持ち主がいるが、ナチスが反ユダヤ主 義的政策をとり、その結果、第二次大戦中にユダヤ人の人的・物的損害が多数出たことを否定し ている研究者は存在しない。ところが、例えば、ホロコースト派のリップシュタットは、「ホロ コーストほど論争され、話題にされた問題はない」としながらも、あたかも、ホロコースト修正 派が「ホロコースト自体が有ったのか無かったのかを論じている」かのようにまとめ、彼らの見 解を「まったく合理性のない馬鹿らしいもの」と一蹴している'。また、ホロコースト派のマラ スも「いわゆる修正主義者、つまり、ホロコーストはなかったと言い張る悪意ある変人たち」と のレッテルをホロコースト修正派に貼ってしまっている。その結果、ホロコースト派は、ホロ コースト修正主義者=ホロコースト否定論者=ナチス・ドイツの擁護者=反ユダヤ主義的人種差 別主義者=ネオ・ナチという等式にもとづいて、ホロコースト修正派の主張を学術論争のルール にしたがって検証・批判するのではなく、ややもすれば、彼らの政治的意図や人格を攻撃する姿 勢をとっており、彼らのホロコースト修正派に対する批判は、非常に感情的な悪口雑言に近い表 現をとっている%。

ホロコースト派とホロコースト修正派とのあいだに学術的な「ホロコースト論争」が生まれなかった第二の理由は、すぐれて政治的なものである。すなわち、今日の国際秩序を支配している第二次大戦の戦勝国とその支配に迎合せざるをえない敗戦国では、みずからの政治的存在理由あるいは歴史的自意識を危うくするような第二次大戦に関する歴史的修正主義的な主張を元来「タブー」視しており、その主張がおおやけの舞台に登場することを抑圧してきたためである。とりわけ、ユダヤ人の悲劇に関係するホロコーストの「正史」の修正に関しては、戦勝国も敗戦国も過敏な政治的対応をとってきた。ホロコーストの「正史」を修正することは、善の「民主主義国

家」が「悪の化身」であるヒトラーの率いるナチス・ドイツの侵略戦争およびホロコーストに対して、正義の戦争をおこなったという第二次大戦に関する「正史」の根幹(戦勝国国民およびそれに迎合せざるをえない敗戦国国民の一部のアイデンティティー)を脅かすものだったからである。このために、ホロコースト修正主義的な主張は、多くのヨーロッパ諸国では非合法であり、「刑事罰」の対象となってきた。刑事罰に処せされないまでも、職場や公職からの追放ひいては物理的脅迫の対象となってきた。

しかし、歴史学上の一方の学説だけを、人格的中傷や物理的脅迫ひいては刑事罰によって抑圧することは異常事態であろう。そもそも、ホロコースト派は、ホロコースト修正派の主張を「天動説」や「地球平面論」になぞらえて、そもそも学術論争に値しない「妄言」あるいは「荒唐無稽な戯言」とみなしているのであるから、修正派の主張をあれほど感情的に攻撃したり、その主張が世論に登場することを政治的な圧力を加えて阻止する必要はないはずである<sup>10</sup>。

我が国でも、戦後半世紀を経て、ようやく「東京裁判史観」に対する批判が一般的となってきたが、ヨーロッパ、アジアを含めた第二次世界大戦の全体像を客観的に考察するには、東京裁判のモデルとなったニュルンベルク裁判への批判も視野に入れておかなくてはならないはずである。そして、ホロコーストの様々な局面は、ヨーロッパにおける第二次大戦の実像と密接にかかわっているがゆえに、学術的な「ホロコースト論争」が研究者のあいだで冷静かつ真摯に展開される必要があるであろう。

この論争での中心的なテーマの一つとなるのは、ドイツの強制収容所の実態とその特異性についてであろう。というのは、反政府分子、反社会的分子、敵性国民、少数民族、戦争捕虜などを収容する収容所ならば、ドイツだけではなく、ソ連にも(おそらく数はドイツよりも多い)、イギリスにも(近代の強制収容所の起源はボーア戦争のときのイギリスの強制収容所であるといわれている)、アメリカ合衆国にも(日系アメリカ人を強制収容したアメリカ西海岸の収容所は有名である)存在していたが、ドイツの強制収容所は、そこがたんなる強制収容所ではなく、ガス室その他の手段によって大量の犠牲者を意図的に殺害した「死の収容所」あるいは「絶滅収容所」であったという特異性を持っていたとみなされているからである。

しかし、ドイツの強制収容所 = 「死の収容所」 = 「絶滅収容所」という「正史」の等式 — 正確にはジャーナリスティックな報道 — も、時とともに、かなり「修正」されてきている。当初は、ドイツの強制収容所「すべて」で大規模なガス処刑がおこなわれたことになっていたが、しだいに、ガス処刑が実行された収容所とその規模が限定されてきたのである。ホロコースト派も、「歴史家その他ヴィーゼンシュタールのような人々」が「払拭に努めてきたもう一つの間違いは、ユダヤ人の絶滅の大半がドイツ国内、あるいはもっと正確に言えば、戦前のドイツの版図 (Altreich) で起こったとするものである。ドイツ固有の版図にはたしかにガス室やガス処刑が存在したが、それは、ベルゼク、ソビボル、トレブリンカ、クルムホフ = チェルムノ、マイダネク、アウシュヴィッツ・ビルケナウといったナチ占領下のポーランドの収容所のガス処刑よりもはるかに小規模であった。ほとんどがユダヤ人である約300万人がこれらの収容所でガス処刑された。ドイツ固有の版図の収容所でのガス処刑は、おそらく数千名、多分一万以下であろう」と述べて、戦前のドイツの版図にはいわゆる「絶滅収容所」が無かったことを認めている"。また、ホロコースト修正派も、少々皮肉な調子で、「最初は、『すべて』の収容所で、ついで、「ほとんどすべての』収容所で、ついで、「2、3の」収容所で人間のガス処刑が行なわれた。そして、最後には旧帝国すなわちドイツ固有の版図の強制収容所ではガス処刑は行なわれなかったということに

なった」と論じている12。

ドイツの強制収容所の性格について、ホロコースト派、ホロコースト修正派のあいだで一致している点は、アウシュヴィッツやトレブリンカ、マイダネクなどの東部地区の収容所は別として<sup>13</sup>、少なくとも、ダッハウ、ブッヘンヴァルトなど戦前のドイツ領内の強制収容所ではガス処刑による大量虐殺はなかった、すなわち、戦前のドイツ領内の強制収容所は「絶滅収容所」ではなかったという点である。

なぜ、最初は「すべての」収容所が「絶滅収容所」で、ついで「ほとんどすべての」収容所が「絶滅収容所」で、最後には、戦前のドイツ領内の収容所は「絶滅収容所」ではなかったというように、「修正」されてきたのであろうか。それは、戦前のドイツ領内の収容所が、戦後は西側陣営に存在し、多くの研究者がそこにアクセスして、実際に現場検証や学問的な調査をすることが可能であったのに対し、東部地区の収容所は東側陣営に存在し、研究者が自由にアクセスすることは容易ではなく、戦時中に作成されたマイダネクやアウシュヴィッツに関するソ連の調査委員会報告およびニュルンベルク裁判でのソ連検事団の告発、戦後のポーランド共産党政府支配下で出版された諸研究を受け入れざるをえなかったからである。

本小論が対象とするダッハウの収容所は戦前のドイツ領内の収容所であり、当初は、その悲惨な死体の山の写真ともあいまって、「絶滅収容所」とみなされていた。しかし、戦後は西ドイツ領内にあったこともあり、収容所の実態に関しての文書資料にもとづく研究、法医学的な現場検証が比較的早くから進められた。さらに、その後開かれたダッハウでの戦争犯罪裁判についても、アメリカおよび西ドイツの識者から批判的な声がはやくから上がっていた。その結果、今日では、ダッハウ収容所=絶滅収容所というホロコースト「正史」の等式は、かなり「修正」されてきている。本小論は、ダッハウ収容所に関するホロコースト派、ホロコースト修正派の今日の学説を整理・比較することによって、「ホロコースト論争」では何が論点となるべきであるかを検証し、あわせて東部地区の収容所の実態の解明の糸口を付けようとするものである。

#### <ダッハウ収容所の解放>

ミュンヘン近郊のダッハウは、古くからの南ドイツの町であり、「強制収容所」が町の周辺の旧弾薬工場跡地に開設されたのは、ヒトラーが首相の地位に就いて2ヶ月あまり後の1933年3月22日のことであった。当初は、ミュンヘン警察の管轄下にあったが、1ヶ月後の4月からは、SSの管轄下に移り、収容所の規律は峻厳なものとなったという。当初、政治犯を1200名程度を収容していたが、1937年からは一般の犯罪者や反社会分子も、1938年には、オーストリア併合といわゆる「水晶の夜」との関連で、旧オーストリア政府の関係者とユダヤ人が、1939年9月に、第二次大戦が始まると、ドイツの占領地からの囚人が、さらに、1941年6月に独ソ戦が始まると、大量のソ連軍捕虜が収容されるようになっていった。最終的に、サブ・キャンプも含めると、終戦の年1945年までに登録された収容者は23カ国からおよそ25万であったという。

ダッハウ収容所では開所当初から、看守による収容者の虐待ひいては処刑が始まり、通常は「逃亡による射殺」あるいは自殺として処理されたという。このような、虐待行為以外にも、囚人を使った医学実験などもおこなわれたという。収容所での犠牲者数に関しては、かつては10万とか45万という膨大な数字があげられたりもしたが、今日ではホロコースト派の大半も3万前後という数字におちついている。。

収容所の環境がとりわけ劣悪となったのは大戦末期であった。ドイツ軍の敗勢とりわけ東部戦

線での後退によって、連合国軍の進撃に直面した周辺部の収容所は撤去され、その収容者は旧ドイツ帝国領内の収容所に強制的に疎開させられていった。その「死の行進」のなかで、多数の犠牲者が生まれると同時に、収容先の収容所は極端な人口過密となってしまったからである。さらに、ドイツ各地に対する連合国の爆撃によって道路は寸断され、公共施設は破壊され、食料の供給はままならず、衛生環境は劣悪なものとなった。膨大な収容者をかかえた収容所では、食糧不足の結果、餓死者が続出し、その上、衛生環境の劣悪化によって、疫病とくにチフスが蔓延した。ダッハウ、ブッヘンヴァルト、ベルゲン・ベルゼンなどで連合国が撮影したやせ細った死体の山、裸の死体を積んだ貨物列車の写真の犠牲者の死因の大半は、今日ではホロコースト派も認めているように3、ガス処刑ではなく、餓死、チフス、収容所での劣悪な境遇であった。

1945年 4 月29日にダッハウ収容所を解放した米軍兵士がまず目にしたのは、犠牲者の死体が転々とする「おぞましい」光景であった(写真 1)。部隊の指揮をとっていた米陸軍大佐スパークの報告書にはこうある。「収容地区入り口近くの光景は私の感覚を麻痺させた。ダンテの『インフェルノ(地獄)』もダッハウの本当の地獄と比べれば色褪せてしまうようであった。監獄の入り口近くの一列に並んだ小さなセメントの建物は、石炭を使う焼却炉、シャワー室に偽装されたガス室、裸でやせ衰えた死体のつまった部屋であった。信じられないような目で監獄の庭を見渡すと、大量の死者が、我々が到着する数時間か数日前に死亡した場所に横たわっている光景を目撃した。大量の死体のすべてが程度は異なるにせよ、腐敗していたので、圧倒的な死臭がただよっていた。」21

また、同行した軍医ビュウチナーは、ダッハウの焼却炉に入ったときの様子をこう記している。「我々は、炉の外につみあげられた骨の山を目撃した。ガス室は閉ざされていた。我々は隣接する部屋に入ろうとしたが、何人かの力を合わせてやっとドアが少し開いただけであった。圧倒的な死臭が鼻を満たした。我々はドアの隙間から入り口に達した。部屋の中は腐敗した死体でいっぱいであり、それらは薪のようにつまれ、ドアに向って倒れ掛かっていた。恐怖と不快感を抱いて、我々はこの部屋を後にした。キムゼー中尉はジープに戻るあいだずっと吐いていた。激戦の勇士たちの多くも同様な反応であった。兵士たちは健全な兵士を殺すことには慣れているが、飢え、拷問、疫病による死には慣れていないからである。」<sup>22</sup>

大量死とガス処刑との関連あるいはガス室自体の問題は後述することとして、このような大量死と破壊を目撃した米軍兵士の反応は、当然ながら「復讐心」にかりたてられた錯乱したものであった。「解放」当時、560名のドイツ軍衛兵がいたが、その大半はアメリカ軍兵士および解放された囚人の手で殺されたのである。ビュウチナーの分析では、「その場で射殺:122名、囚人による殺害:40名、"バード・アイ"というニックネームの兵士の機関銃による射殺:12名、ブッシュイヘッド中尉の機関銃による射殺:346名(処刑者数合計:520名)、戦闘中の戦死:30名、逃亡:10名(総計:560名)」となっている。これらのドイツ軍衛兵は、東部戦線で負傷した兵士、あるいは戦闘で消耗し後送されたベテラン兵士、あるいはドイツ軍制服を着たハンガリー軍兵士で、「解放」の直前にダッハウに派遣されてきた兵士が多かった。だから、ダッハウの「地獄」をもたらした張本人ではない。しかし、彼らは、米軍兵士と囚人の「復讐」の対象となり、戦争法規をまったく無視して、射殺された。とくに、ブッシュイヘッド中尉による大量射殺は、その写真とともに衝撃的であるが(写真 2)、こうした「復讐」精神のなかで、ダッハウの「地獄」についてのイメージがかたちづくられ、その後のダッハウでの軍事裁判が進められたことを確認しておこう。

#### <ダッハウ裁判>

戦後、米軍は、ニュルンベルク裁判と平行して、米軍占領地区となった地域での「戦争犯罪」を裁くために、軍事法廷を開設した(その大半がダッハウで開かれたために「ダッハウ裁判」と呼ばれる)。ニュルンベルク裁判がナチス・ドイツの政策を立案・命令した最上層部の高官を「平和に対する罪」とか「人道に対する罪」といった事後法で裁いたのに対し、ダッハウ裁判は、連合国戦争捕虜の虐待や殺害、収容所での虐待・殺害の実行者あるいは直接の責任者をすでに確立されていた戦争法規を侵犯した咎で裁いた。合計1672名が起訴され、1416名が有罪となった。多くの被告が、重刑・極刑に処せられたが(収容所関連の事件では229件の死刑判決が下された)、ここでは、マウトハウゼン収容所での虐待行為の咎で死刑に処せられたSS伍長グスタフ・ペトラトのケースを取り上げ、彼の処刑直前の減刑嘆願書を紹介しながら、ダッハウ裁判の問題点と今後の研究の課題を指摘しておこう。

#### (a) 米軍捕虜収容所の実態はどうであったのか?

「1945年5月10日、マウトハウゼン近くのライドで米軍兵士に捕まり、ティットリング収容所に連行されました。そこに着いたとき、鞭、拳骨、脚で虐待されました。この当時、新しくやってきた囚人をこのように扱うのは、普通の慣習でした。多くの者と同じく、戸外のジャガイモ畑に宿営させられました。このために、全員が野ざらしでした。最初の3日間、私たちにはまったく食物が与えられず、4日目から、20名の囚人につきパンひとかたまり、2名につきスープ1リットルが与えられました。このような条件のもとで数週間暮らしていたので、まったく栄養失調となり、この場所から動くこともできないほどでした。」

ドイツ軍や日本軍の捕虜収容所の劣悪な環境・虐待行為は戦後のマスメディアを介して、人々のイメージのなかにくり返したたきこまれているが、大戦末期、終戦直後の米軍捕虜収容所についても、その実態を調査する必要があるであろう<sup>56</sup>。

#### (b)被告は拷問・脅迫によって「自白」を強要をされたのではないか?

「1945年5月25日、最初の尋問を受けましたが、それは私の捕虜生活の中で忘れられないものでした。最初の質問をされるまえに、殴られ、その場に倒れてしまいました。弱っていたにもかかわらず、やっとのことで立ち上がり、尋問官から足蹴にされたのちに、本当の尋問が始まりました…第二の質問は私自身に関することでした。何名の囚人を射殺したり殴ったりしたのかと尋ねられました。わたしは『一人も』と誠実かつ良心を持って答えました。すると、尋問官はピストルを取り出し、すぐ本当のことを言わなければ殺すぞと脅しました。・・・1945年5月9日(原文のまま)、80名の囚人とともにムースブルク収容所に送られました。1945年9月7日、ムースブルクで二度目の尋問を受け、ティットリング収容所でと同じ質問をされました。ここでも、鞭で殴られました。それは、皮ひもがついている30センチほどの木の取っ手でした。私が否認すると、本当のことを白状させるほかの手段があると言われました。その後、尋問官は数分間部屋を離れ、二番目の尋問官をつれて戻ってきました。殺人についてはまったく知らなかったので、この人物に対しても否

認したところ、彼は拳骨で私を殴り、『縛り首にする』、『銃殺する』と脅しました。・・・1946年2月10日、私はダッハウ収容所に移送されました。ここでは二回尋問されました。1946年6月21日の尋問では、尋問官たちは、私がマウトハウゼン強制収容所で8名の囚人を射殺したという内容の陳述書を読み上げました。これに署名せよというのですが、囚人を射殺したことはなかったので、懸命に拒否しました。署名を何度も求められたのちに、拳骨で殴られ、足で蹴られました。彼らは、私が米軍の尋問官や兵士に殴られたことはないという内容の文書を私の前に置き、それに署名を求めました。拒絶すると、殴打が繰り返され、署名するまで部屋を出ることはできない、私の頑固さを打ち砕く手段を知っていると脅迫され、ついに私は署名してしまいました。

連合国による戦争裁判のなかで、拷問や脅迫あるいは司法取引による「自白」や「密告」の強要が行なわれたかどうかについては、ホロコースト派とホロコースト修正派のあいだでは、当然にも、意見が分かれている。この問題については、研究の重点を、拷問・脅迫が行なわれたかどうかという点から(これを検証することは非常に困難である)、証言内容の合理性、証言内容の信憑性を確証する物的証拠の検証へと移すべきであろう。。

#### (c) 検事側証人とその証言には問題があったのではないか?

「検事側の証人は検察当局からあらゆる支援を得ていた。彼らが嘘をついていることがわかると、ルンドベルク検事が飛び上がって、弁護士が証人を脅迫している、彼らを嘘つきとしたがっていると非難した。実際には、逆であった。弁護側の証人は検事の騒々しい声によって脅迫され、偽証との烙印を押された。弁護側の証人が非ドイツ系囚人によって脅迫され、殴られたために、もはや弁護のために出廷してこなくなったということもあった。彼らは自分たちも告訴されてしまうことを恐れていた。非ドイツ系囚人はそのようなことができたし、ドイツ人全員を憎んでおり、復讐に駆り立てられていたからです。」

当時ダッハウ裁判で記録官を務め、のちにこの裁判について批判的な研究を著わしたハーロウは、検事側の証人について、「強制収容所事件での検事側証人の大半が、『職業的証人』として知られるようになる人々だった。…証言する日のごとに、彼らは支払いを受けていたので『職業的』なのである。さらに、彼らは無料の宿舎と食事を提供されていた。…何人かはダッハウに数ヶ月間滞在し、強制収容所事件の裁判ごとに証言していた。言い換えれば、これらの証人は検事側のために証言することで生活を立てていた」でと述べている。概して、ホロコーストの「生存者」はいわば「神格化」され、彼らの証言内容に疑問を呈することは、彼らの「聖なる」苦難を「冒涜」することであるような雰囲気が支配しているために、ホロコーストに関する証人の素性、検事側との関連を調査することはあまりなされてこなかった。しかし、今日では、このような非学術的な「神格化」を廃して、証人の素性や証言内容を検証していく必要があるであろう。

### <ダッハウの「ガス室」問題>

先述したように、ダッハウ収容所を解放した米軍兵士は、やせ細った死体の山、裸の死体を積んだ貨物列車といった「ダンテのインフェルノ(地獄)も色褪せてしまうような本当の地獄」を目の当たりにして、これらの犠牲者はガス処刑によるものと解釈した。事実、「注意!ガス!致

命的に危険!開けるな!」という警告が入った髑髏マークいりのドアの前にたつ米軍兵士の写真には、「ガス室への入り口」というキャプションがつけられており(写真 3)、ダッハウのガス室についての人々のイメージをかきたてた。また、この当時の米軍新聞の記事は、「ダッハウの焼却棟は長い煉瓦造りの低い建物である。そこには背の高い煙突がついており、昼夜をわかたず煙が出ている。ガス室は20平方メートルであり、その天井には、シャワーの出水口のような18のノズルがついている」と述べている。さらに、ニュルンベルク裁判では、フランツ・ブラハ博士は、自分はダッハウでの「実験的なガス処刑」を補助し、「部屋の中にいた 8、9人のうち3人はまだ生きていましたが、残りは死んでいるようでした・・・のちに多くの囚人がこのようにして殺されました」30と宣誓供述している。

こうして、戦争直後には、ダッハウ収容所は、ガス室を使って大量のガス処刑をおこなった「死の収容所」あるいは「絶滅収容所」であったというイメージが生まれた。1945年5月7日付けの米軍戦争犯罪調査チームの『ダッハウ強制収容所での虐殺報告』は、「新しい建物は処刑のためのガス室を持っていた。ガス室は、入り口に『シャワー室』という表示がつけられており、密閉ドアと二重ガラスのライトをもった大きな部屋であった。天井には偽のシャワー・ヘッドが埋め込まれていた。二重ガラスで密閉された小さなのぞき穴が、犠牲者の状態を観察するために使われた。床には丸薬があった。水酸化シアンが下の部屋で混合され、ガス室に立ち昇っていき、上の換気口から出ていった」と述べている。

しかし、先述したように、その後の研究の中で、ダッハウでは、大量ガス処刑はおこなわれず、そこはいわゆる「絶滅収容所」ではなかったことについては、ホロコースト派もホロコースト修正派も一致している<sup>31</sup>。 意見の相違は、大量ガス処刑がおこなわれなかったとしても、ダッハウには殺人目的のガス室は存在したのか、そして存在したとすれば、それを使って実験的なガス処刑が実行されたのかどうかという二点である。ここでは、ダッハウのガス室問題に関するホロコースト派の主張とそれに対する修正派の批判を整理して、ガス室による大量ガス処刑が行なわれたとされる、アウシュヴィッツなど東部地区の収容所への今後の研究の方向性を考察しておこう。

殺人目的か殺菌消毒目的かは別として、ダッハウ収容所には、殺菌消毒剤として製造されたチクロンBを使用した5つの「ガス室」が存在した。ホロコースト派のマザル論文「ダッハウのガス室」は、このうちの小さな4つのガス室に関しては、それらが衣服その他の殺菌消毒の目的でチクロンBを使用した殺菌消毒ガス室であり、「ガス室へのドア」として米軍兵士が写っているセンセーショナルな写真は実は殺人ガス室のドアではなく、殺菌消毒ガス室のドアを撮影したものであったことを認めている。しかし、彼は、次のような証拠から、5番目の大きなガス室は殺人を目的としたガス室であったと断定し、そこでは「実験的なガス処刑」がおこなわれたと推定する。

- (1) 部屋の天井に排気口がついている。
- (2) 屋根に煙突がついている。
- (3) 殺菌消毒目的のガス室と同じデザインの金属ドアがついている。
- (4) 部屋の天井に偽のシャワー・ヘッドがついている。
- (5) 「シャワー室(Brausebad)」という標示がドアについている。
- (6) 内装がタイル張りに似せた滑らかな煉瓦仕上げになっている。
- (7) 二つのシューターが部屋の側面の壁につけられている。
- (8) ダッハウでの医学実験を担当したとされるラッシャー博士は、ガス室の建設とそこでの

「実験的なガス処刑」の実行を暗示するようなヒムラーあての書簡をのこしている。

- (9) イギリス軍将校ペイネ・ベストは、ラッシャー博士がガス処刑について語っているのを 聞いたことがあると証言している。
- (10) (マザル論文ではとくに言及されていないが)、ニュルンベルク裁判でブラハ博士が、「実験的ガス処刑」に協力したと証言している。

論拠 (1)、(2)、(3) については、マザル論文は5番目の部屋が、別の4つの殺菌消毒ガス室とは違った建築構造になっていることを示すためにあげているのであろうが、これらの論拠が直接にその部屋が殺人ガス室であったことを立証しているとは思われない。

論拠 (4)、(5)、(6) については、殺人ガス室は犠牲者に不安を抱かせることなく室内に誘導 するために「シャワー室」に擬装されていたというホロコースト「正史」公認の線に沿ったもの である。ここでの、焦点は、論拠(5)の「偽のシャワー・ヘッド」あるいは水道管の通じてい ない役に立たないシャワー・ヘッドの存在である。この点について、ホロコースト修正派のコー ルは、敗色が濃くなるとナチス・ドイツは絶滅計画の痕跡を消し去るために自分たちの犯罪の痕 跡を破壊した(例えば、アウシュヴィッツ・ビルケナウの4つの焼却棟の破壊のように)といわ れているのに、殺人ガス室の存在を如実に証明するような「偽シャワー・ヘッド」をそのまま放 置しているのは不可解である、アウシュヴィッツなど東部地区の収容所に比べるとはるかに時間 的余裕があったダッハウで、ビルケナウ収容所の焼却棟の破壊に比べるとはるかに作業が容易な 「偽シャワー・ヘッド」がそのまま放置されたのはまったく説明がつかない、説明できるとすれ ば、当初、本物のシャワー・ヘッドを備えたシャワー室が米軍の手で「偽シャワー・ヘッド」を そなえた殺人ガス室にかえられたことであり、それについては資料的にも確証しうる、と疑問を 呈している"。さらに、ホロコースト修正派のクロウエルによると、シャワー室とガスの連想は すでに戦前から存在しており、大戦中にはシャワー・ガス・焼却という連鎖過程は噂を介して、 広く広まっていたという"。だとすると、犠牲者に不安を抱かせずにガス室に誘導するために 「シャワー室」、「浴室」に擬装することにいったいどのような意味があったのかという問題が生 じる。

論拠(7)の二つのシューターの存在は、マザル論文では、この部屋が殺人ガス室であったことを示す最大の証拠となっている(写真 4, 5)。「これらのシューターがなぜ存在しているのかということを唯一説明できるのは、これらのシューターが、小さな缶からチクロンB(あるいはその他の気化性の猛毒)の丸薬を受け取るために設計されたということである。殺人ガス処刑の実行者は、ガス・マスクをかぶり、二つのシューターを開け、チクロンBの小さな缶を投げ捨てるだけでよかった。このあと、オペレーターはシューターを閉めた。犠牲者は鉄格子があったためにシューターに手出しすることができなかった。そして、すべての犠牲者が死ぬまで数分間待てばよかった」がというのである。この点に関して、修正派のコールは、犠牲者がこの二つのシューターに背中をあててチクロンBの丸薬の侵入を防ごうとするのをどのようにして妨げたのか、もし、丸薬が室内に入ってきたとしても、シューターのすぐ下にある何の覆いもない排水溝に投棄されてしまうことをどのように妨げたのか、という疑問を呈しているが。たしかに、部屋の構造から判断すると、コールの疑問には妥当性があるようであるが、コール自身はこのシューターの実際の用途を説明していない。シューターの存在とともに、論拠(1)、(2)、(3)とも関連するこの建物自体の構造は、ドイツの対ガス・防空シェルターに関するクロウェルの研究がを参照

すると、5番目の部屋は対ガス・防空シェルターにも使うことができるように設計されていたのではないかとも考えられるが、いわゆるガス室と見なされている建造物とドイツの対ガス・防空シェルターとの類似性も今後の論点となるであろう。

論拠 (8)、(9)、(10) は、ホロコースト派とホロコースト修正派の方法上の問題とかかわっている。ホロコースト派は、収容所の生存者やSS隊員の証言や自白さらには戦後捕獲されたドイツ側資料などを重視して、ホロコーストの実態を解明しようとしてきたのに対して、ホロコースト修正派は、収容所や「ガス室」あるいは「ガス処刑」の法医学的な調査(「現場検証」)を重視して、証言・自白内容の矛盾を指摘し、その信憑性に疑いを投げかけてきたからである。そして、この問題はまた、大量虐殺といった非日常的な事件、すなわち事件の性格上きわめて感情的な反応(パニック状態)を引き起こしやすい事件を、それに関する文書資料だけで説明することができるのかという歴史学上の根本問題とかかわっている。例えば、中世の魔女裁判では、魔女を目撃した、魔女と話しをした、さらには魔女と性関係を結んだという当時の人々の証言や自白はそれこそ無数に存在している。歴史研究は、もしも、そのような膨大な文書資料だけに依拠した場合、魔女は実在したという結論に到達してしまうことになる。

ある事件を調査・記述する場合、歴史家は、その事件を生き生きと描こうとするあまり、ややもすれば、犯人の「自白」や事件の目撃者の証言をそのまま無批判的に受け入れ、その事件の物的な証拠やあまりその証言内容の論理的な(物理的な矛盾)に関心を示さないのに対して、法律家は、犯人の「自白」や目撃者の証言を裏付けるような物的証拠を重視し、まして、伝聞情報などは犯罪を立証する証拠とは見なさないという立場を取っている。ホロコーストという歴史的事件は、その性格上、大量殺人事件の調査・解明という刑事事件に類似しているがゆえに、証言や自白といった文書資料だけにもとづくよりも、物的証拠の科学的=化学的解明に力点を置くほうがその実態に客観的にアプローチすることができるであろう。

#### 〈注〉

- 出稿「第二次大戦に関する歴史的修正主義の現況(その 1)」、文教大学教育学部紀要第37集 (1997) を参照していただきたい。
- <sup>2</sup> Franciszek Piper, Auschwitz, How many perished Jews, Poles, Gypsies, Oswiecim, 1996
- <sup>3</sup> R.Hilberg, The Destruction of the European Jews, NY., London, 1985. ラウル・ヒルバーグ、望月その他訳『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』(上)(下)、柏書房、1998年。下巻の「ユダヤ人の死亡統計」参照。
- ・ ホロコースト派のサイトNizkorは「人間石鹸はなかった」というホロコースト修正派の主張にたいして、「『人間石鹸はない』。これは正しいが、誤用している。非常にかぎられた実験的な規模で、死体から石鹸が作られたことはあるが、噂となった『大量生産』はなされたことはなく、死体から作られた石鹸が存在したことはない。しかし、イギリス軍の戦争捕虜とドイツ軍人からの宣誓証言があり、それは、石鹸の実験が行なわれたと述べており、これは反駁されていない。そして、連合国は石鹸の処方を捕獲している。したがって、ナチスは人間から石鹸を作らなかったと簡単に述べることは不正確である」と回答している。www2.ca.nizkor.org/features/qar/qar01.html

- 5 ホロコースト派のサイトNizkorは「ランプのかさやその他の人間の皮膚からつくられた『装飾品』はイルゼ・コッホの裁判で証拠として提出されており、40年代末に合衆国上院調査委員会に提出されている。それらには刺青が入っており、法医学的な分析がなされているので、これは人間の皮膚であると考えている」と述べている。www2.ca.nizkor.org/features/qar/qar01.html
- <sup>6</sup> Cf., Theodore J. O'Keefe, The 'liberation of the camps': Facts vs. Lies, www.kaiwan.com/~ihrgreg/
- <sup>7</sup> D.Lipstadt, Denying the Holocaust, NY., 1993. デボラ・リップシュタット、滝川義人訳『ホロコーストの真実』(上)、(下)、恒友出版、1995年。(上) 巻の「ペーパーバック版への序文」参照。
- \* マイケル・マラス、長田浩彰訳『ホロコースト』、時事通信社、1996年、5頁。
- ® 例えば、リップシュタットは、ホロコースト修正派を反ユダヤ主義というペストをばらまく 鼠になぞらえて、「1930年代、ナチの鼠どもは反ユダヤ主義という劇毒をばらまき、その結果、 数百万の生命を抹殺した。今日、この種の鼠どもの運ぶ病原菌が、世界の記憶を抹殺するこ とによって、ナチスの手にかかって死んだ人々をもう一度殺そうとしている」というような 表現を使っている。デボラ・リップシュタット、滝川義人訳『ホロコーストの真実』(上)、 (下)、恒友出版、1995年。(上) 巻の「ペーパーバック版への序文」参照。

たしかに、ホロコースト修正派のあいだにナチス・ドイツに共感を示す研究者がおり、ホロコースト修正派の主張はネオ・ナチを政治的に利したりすることがあるかもしれない。しかし、本来、学術論争は、学説自体を学問的に検討すれば良いのであって、その学説の政治的功罪や、その学説の主張者の政治的バックグラウンドや個人的利害を問題とすべきではない。例えば、殺人罪で死刑判決をうけた人物が、死刑制度は違憲であるという説を学術的に展開したとする。この場合、研究者は彼の見解の是非を学術論争すれば良いのであって、彼が自分を救うためにそのような見解を主張しているとして、その見解を当初から否定したり、彼の見解に共感することは、殺人犯を擁護することであり、その被害者を冒涜することになるなどと主張するのは学術論争とは無縁であろう。

- " ホロコースト修正派の学説を「荒唐無稽なもの」、「まったく科学的根拠を欠いた」ものと見なしていながら、一方では、その学説の普及を政治的手段を使ってまで抑圧しようとするホロコースト派の姿勢は、裁判にかけてまで、ガリレオ・ガリレイの「地動説」を抑圧しようとした中世のキリスト教会の姿勢を想起させる。したがって、ホロコースト修正派のクロウェルは、ホロコーストの「正史」を「教会法的なホロコースト (The Canonical Holocaust)」と呼んでいる。S.Crowell,The Gas Chamber of Sherlock Holmes,www.codoh.com/incon/inconshr123.html
- www2.ca.nizkor.org/features/qar/qar03.html
- www.webcom.com/ezundel/
- 13 ホロコースト派は東部地区の収容所は「絶滅収容所」であったと主張しており、ホロコースト修正派はこの主張にも疑問を呈している、あるいは東部地区の収容所も「絶滅収容所」ではなかったと主張している。
- " ホロコースト史家ヒルバーグは、1961年に 「ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』を出版したした 18年後の1979年にはじめて、東部地区の収容所アウシュヴィッツとトレブリンカを訪問した ことを認めている。B.Kulaszka, Did Six Million Really Die? Report of the Evidence in the Canadian "False News" Trial off Ernst Zundel-1988.

- 16 ダッハウ収容所の由来に関しては、マルセル・リュビー著、菅野賢治訳『ナチ強制・絶滅収容所』、筑摩書房、1998年、Dietrich Mittler, History of the Dachau Concentration Camp, members. aol.com/zbdachau/history その他を参照した。
- "初期の所長テオドール・アイケが導入した収容所規則には、「政治的なスローガンを使って扇動する、あるいは他人と扇動的に話し合う、あるいは敵対的な宣伝などを推し進める囚人は扇動家の咎で絞首刑に処せられる。看守に対して物理的な攻撃をくわえた者、服従を拒否した者、反乱を煽った者は反乱分子としてその場で射殺されるか、のちに、絞首刑に処される」とある。また、アウシュヴィッツ収容所長ルドルフ・ヘスの『回想』では、アイケは「強制収容所の実質上の創設者」であり、すべての強制収容所の形と形式を整のえた人物となっている。へスも受講したアイケの講義の最後で、彼は「鉄条網の背後に敵が潜んでおり、彼は、諸君たちのすべての行動を看視している。敵は諸君たちの弱さを利用して、自らを助けようとするであろう。自分たちをあからさまに晒してはならない。これらの国家の敵に諸君たちの歯を見せよ。国家の敵に対してたとえわずかであっても同情を示した者は我々の隊列から姿を消すべきである。私は、何事もできる決意を持ったタフな男だけを使う。我々には弱さはまったく必要ない」と述べたという。アイケの訓練を受けたSS隊員は各地の収容所に配置され、「ダッハウ精神」を導入していったという。Death Dealer, The Memoirs of The SS Kommandant at Auschwitz by Rudolf Hoess, N. Y., 1992, pp. 24-244.
- \* 事実、開設年次の1933年、ミュンヘンの司法当局は、ダッハウ収容所での看守による虐待行為を調査し、所長ヒルマー・ヴァカーレを「死をもたらす傷害行為」の咎で起訴状を作成している。
- <sup>19</sup> ちなみに、ヒルバーグも、ダッハウ収容所をベルゲン・ベルゼン、ブッヘンヴァルト、マウトハウゼンといった旧ドイツ帝国領内の収容所とともに、ユダヤ人犠牲者総数2-3万以下の収容所に分類している。R. Hilberg, op. cit., p. 338.ヒルバーグ、前掲書(下)、408頁。また、リュビーは、「約7万人が虐待を受けて命を落とし、14万人がほかの強制収容所へ移送され、33000人が、1945年4月29日、アメリカ第7師団の手で解放された」と述べている。リュビー、前掲書、111-112頁。
- \*\* 「これの地域で発見された死者のすべてではないとしてしても、その大半が毒ガスによるのではなく、餓死、露天での消耗、病気――とくにチフス――、虐待と処刑よって死亡したことは一般的に受け入れられている。」Harry W. Mazal, The Dachau Gas Chamber, www. holocausthistory. org/dachau gas chambers.
- <sup>21</sup> H. A. Buechner, *Dachau the hour of avenger*, Metairie, 1986.
- <sup>22</sup> ib id. p.89.
- <sup>23</sup> ib id, p.99
- <sup>24</sup> ダッハウ裁判も含むアメリカ合衆国の戦争犯罪裁判計画の全体像については、Frank M. Buscher, The U. S. War Crimes Trial Program in Germany, 1946-1955.NY., 1989が詳しい。

#### 『教育学部紀要』文教大学教育学部 第32集 1998年 加藤一郎

- <sup>25</sup> ペトラトの減刑嘆願書の全文は、J. Halow, *Innocent at Dachau*, 1993, pp. 258-263 に掲載されている。引用にあたっては、各センテンスのはじめについている番号と段落をはぶいた。
- <sup>26</sup> バクーは、100万以上のドイツ人が連合国の捕虜収容所で死亡したという。ジェームズ・バクー著、申橋昭訳『消えた百万人』、光文社、1993年。
- "この問題での最大の焦点は、アウシュヴィッツでの大量ガス処刑にかんするルドルフ・ヘスの「自白」についてである。ヘスの「回想」、「自伝」あるいは「自白」を編集したパスクリーは、ヘスの「自白」に疑問を呈する修正派の主張を「まったくのたわごと」としりぞけている。 Death Dealer, p.21. 一方、アーヴィングは、拷問を受けて偽りの証言をしてしまったと述べている妻子あてのヘスの最後の手紙の存在を指摘している。D. Irving, op, cit., p.246.
- <sup>28</sup> cf., Frank M. Buscher, op. cit., pp. 38-43.
- <sup>29</sup> J. Halow, op, cit., p.61.
- <sup>30</sup> David Irving, op. cit., p.235. 彼はまた、ダッハウでは人間の皮膚を使ったバッグなどが作られたとも証言している。
- 3 リュビーは、「1942年7月末、ナチスはガス室をダッハウに建設するよう下命している(暗号名、『バラッケ・10』)。脱衣場、偽装シャワー室、死体置き場という、古典的モデルにのっとった施設だ。だが、このガス室が実際に稼動したという事実を証明する資料はいっさい残っていない。…ダッハウにおいては、絞首刑と銃殺刑しか行なわれなかった。」と述べている。リュビー、前掲書、102頁。
- David Cole, Forty Six Important Unanswerd Questions Regarding the Nazi Gas Chamber, www.codoh. com/gcgv/gc46 - ORIGI. HTML.
- <sup>33</sup> S.Crowel, The Gas Chamber of Sherlock Holmes.
- 3 クロウェルは、ホロコースト「正史」公認の歴史叙述では、この「偽装されたシャワー室」というモデルが、重度の精神病患者をガス処刑の対象としたとされ、本来ならば偽装する必要のない安楽死計画でのガス室にも適用されていることを指摘している。ibid.
- <sup>35</sup> Harry W. Mazal, The Dachau Gas Chamber
- David Cole, op. cit. ディーゼル・エンジンの排気ガスを使用したとされる「ガス室」は別として、いわゆる殺人ガス室は殺菌消毒ガス室と同じく、揮発性のチクロンBの丸薬を使用したといわれている(シャワー・ヘッドからガスが放出されたという説もあったが、これは科学的に不可能であるので、今日ではしりぞけられている。ただし、マス・イメージの中では残っている)。この「ガス室」をめぐる論争では、このチクロンBの丸薬をどのようにして室内に投下したのかが論点の一つとなっている。
- Samuel Crowel, Technique and Operation of German Anti-Gas Shelters in World War II, www. codoh. com/incon/inconpressac. html.

#### 第二次大戦に関する歴史的修正主義の現況 (2)



写真1:死者をのせた荷車を見分する米軍兵士



写真2:ダッハウ収容所の衛兵を銃殺する米軍兵士



写真3: "ガス室"へのドアの前に立つ米軍兵士



写真4:チクロンBを投げ入れたとされるシューター(室外から)

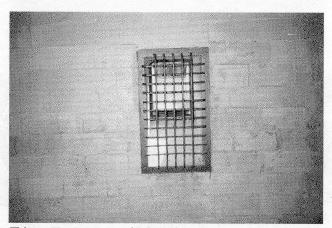


写真5:同じシューター(室内から)